**令和３年度建設業コンプライアンス研修の概要**

**１　申込方法**

　　メールでの申し込みとします。

　　受講希望者は、以下のメール文をコピーしてメールを作成してくだ

　さい。

　　次に受講申込書(エクセルファイル)を県ホームページからダウンロ

　ードし、必要事項を記入して**a5190-10@pref.saitama.lg.jpあてに令**

**和３年１２月１０日(金)までに申し込んでください。**

**なお、その際作成した受講申込書ファイルを必ず添付してください。**

　　件名：【会社名・屋号】令和３年度建設業コンプライアンス研修受

　　　　　　講申込書の送付について

　　本文：埼玉県県土整備部建設管理課　審査・指導監督担当　御中

　　　　　令和３年度建設業コンプライアンス研修の受講申込書を別添

　　　　　のとおり送付します。(ファイル添付)

　　　　　担当者会社名：

　　　　　担当者氏名：

　　　　　電話番号：

　　　　　メールアドレス：

　　ファイル名：【会社名・屋号】受講申込書

**２　受講者の決定**

　　受講決定者には、１２月２０日（月）までに動画視聴用の案内を申

　込みメールアドレスあてに送付します。

**３　受講方法**

　　期間内に送付されたＵＲＬにアクセスし動画視聴により受講してく

　ださい。

　　動画視聴期間：令和３年１２月２１日(火)～３１日(金)まで

**４　研修の内容**

　　研修内容：発注から支払いまでに関する一連の法的根拠の説明と建

　　　　　　　設業界の最近の動向についての情報提供

　　動画約６０分版１本、約３０分版１本の計２本を配信します。

　　（講師：建設管理課 審査･指導監督担当）

　　(１) 動画約６０分版の内容

　　　①「コンプライアンス経営を導入しよう」

　　　②｢請負契約に関する建設業法について｣

　　　　　・建設業の許可

　　　　　　（一般建設業許可　建設業法第３条）

　　　　　　（特定建設業許可　建設業法第１６条）

　　　　　・建設工事の見積等（建設業法第２０条）

　　　　　・建設工事の請負契約の原則（建設業法第１８条）

　　　　　・建設工事の請負契約の内容（建設業法第１９条）

　　　　　・一括下請負の禁止について（建設業法第２２条）

　　　　　・検査及び引渡し（建設業法第２４条の４）

　　　　　・下請け代金の支払について

　　　　　　（一般建設業許可業者　建設業法第２４条の３）

　　　　　　（特定建設業許可業者　建設業法第２４条の６）

　(２) 動画約３０分版の内容

　　　　「建設業界に係る最近の動向について」

　　　　　・建設業における社会保険未加入問題について

　　　　　・建設キャリアアップシステムについて

　　　　　・建退共(建設業退職金共済制度)への加入について

　　　　　・建設工事請負契約書の印紙税の軽減措置について

　　　　　・建設業許可等の電子申請化について

**５　受講証明書の申請**

　　総合評価方式の選択評価項目（企業の社会的貢献の実績０．５点）

　に該当する研修の受講証明書類として使用する建設管理課長名の受

　講証明書を希望する者は、動画視聴用に配信されるＵＲＬに添付さ

　れている「令和３年度建設業コンプライアンス研修受講証明申請書」

　と「受講後のアンケート」を作成してa5190-10@pref.saitama.lg.jp

　に令和４年１月１４日（金）までに送付してください。

　　３月末までに申請書に記載されたアドレスにＰＤＦファイルで受

　講証明書を送付します。

【問い合わせ】

　〒330-9301

　埼玉県さいたま市浦和区高砂３－１５－１

　埼玉県県土整備部建設管理課　審査・指導監督担当

　TEL：048-830-5171

　FAX：048-830-4867

　E-mail：a5190-10@pref.saitama.lg.jp